

赤塚体育館再整備の方向性について

1 はじめに

本体育館は、昭和 56(1981)年に体育館棟が完成し、その後、平成 5(1994)年に同敷地内にプール棟が建てられており、時代に応じて機能が追加されてきた。

現在、体育館棟は築 44 年、プール棟は築 32 年と、各棟の築年に大きな差があるものの、体育館棟の機能不足および各種設備類の老朽化が著しい状況である。

については、赤塚体育館全体を範囲とした再整備について検討を行うこととした。

2 施設概要

所在地	赤塚五丁目 6 番 1 号
構造	RC 造
建築年	体育館棟：昭和 56 年(築 44 年) プール棟：平成 5 年(築 32 年)
敷地面積	7,138.66 m ²
建築面積	1,707.73 m ² (体育館棟：1,387.98 m ² プール棟：319.75 m ²)
延床面積	6,873.61 m ² (体育館棟：2,677.48 m ² プール棟：4,196.13 m ²)
諸室構成	アリーナ・スタジオ(2)・トレーニングルーム・会議室・事務室・更衣室・プール(大、小)・少年運動場・駐車場(地上及び地下)・駐輪場
法令制限	用途地域：第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域 建蔽率：60% 容積率：200% 防火規制：準防火地域 最高限度高度地区：第二種高度地区

3 現状の課題

(1) アリーナの拡大及び観覧席の整備

本体育館のアリーナはサイズが小さく、観覧席も設置されていない。今後、本体育館にて公式大会等を実現するためには、アリーナの面積拡大と観覧席の整備が必要である。

(2) 武道場の整備

本体育館は、区内体育館の中で唯一武道場の設置が無い。地域住民及び関係団体からも要望のある武道場の設置に向けて検討を進めていく必要がある。

(3) ユニバーサルデザイン化によるユーザビリティの向上

本体育館体育館棟はエレベーターが無く、トイレ等の間口も狭い状況である。すべての利用者が安心して利用できるようユニバーサルデザイン化を進める必要がある。

(4) 体育館棟及びプール棟の動線確保

本体育館はスポーツ利用のみならず、各種イベントでも利用される施設でもあるが、各棟は、建築年が異なることに伴い、完全に独立・分離しており、館内で接続していない。ユーザビリティ向上及び施設のさらなる賑わい創出のためにも各棟の接続が必要である。

(5) 駐車場の整理

本体育館は、地上と地下にそれぞれ駐車場を設けているが、地下駐車場は構造上、現在の主流な乗用車が駐車することは難しい。一方で、利用者の駐車場需要については、地上駐車場のみで概ね満たすことができている。したがって駐車場を整理するとともに、地下駐車場は別用途を含め、有効活用の方策を探る必要がある。

(6) プール棟のゾーニング

本体育館のプール棟は、体育館棟と比較すると余空間が多く残っているため、更なる活用に向け、全体のゾーニングを見直す必要がある。

(7) 都道からの視認性

本体育館は、都道(通称:松月院通り)沿いに面しているものの、一目では体育施設であると分かりづらい。また、都道側からの導線もなく、一部利用停滞を招いている。そのため、都道側からのアクセスや視認性向上を行い、施設のさらなる賑わいの創出について検討する必要がある。

4 赤塚体育館の再整備方針

(1) 赤塚体育館再整備のコンセプト(案)

本体育館は、農業まつりをはじめとした文化イベントの際にも利用されている施設である。また、施設の規模感を踏まえると、他館に比べてより地域住民に密着した施設でもある。加えて、近年は様々なニュースポーツが誕生しており、区としても様々なニーズに応えられるような施設デザインを考えていく必要がある。

再整備にあたっては、これらの強み・特色を生かしつつ、さらに魅力的な施設とするべく、以下のコンセプトを基に検討を進めていく。

誰でも気軽に立ち寄れる
「コミュニティスポーツパーク」

(2) 個別整備方針

本体育館の再整備にあたっては現状の課題を踏まえ、以下に示す3点を基本的な整備方針として掲げる。

整備方針1 地域体育館として基本的機能の強化

今まで以上に様々な競技・イベント等を実施できるよう、観覧席の整備を含むアリーナの拡大および多目的利用が可能な武道場を新設する。

整備方針2 誰でも気軽に立ち寄れる空間の整備

体育館棟・プール棟の隔たりをなくすとともに、駐車場のあり方を見直し、スポーツをする・しないに関わらず、誰でも気軽に立ち寄り、地域の拠点となる空間づくりを進める。

整備方針3 すべての方が安心して来館できる環境の整備

ユニバーサルデザインを念頭に、設備面において障害(バリア)を排除し、すべての利用者が使いやすく、安心して利用できるデザインを目指す。

5 今後の予定

令和8年度	プロポーザルによる設計事業者の選定 基本・実施設計 着手
令和10年度	基本・実施設計 完了 再整備工事 着手
令和13年度	再整備工事 完了・供用開始